令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

<諸外国における不妊治療に対する経済的支援等に関する調査研究>

株式会社野村総合研究所

本調査研究では、選定した 10 の調査対象国・地域について、不妊治療の経済的支援の実態及び、関連する各種法制度や不妊治療の実施実態について、公開情報の収集・翻訳を実施し、情報の整理を行った。また各国・地域の経済的支援の実態を横比較しながら、わが国における課題の整理を試みた。

○対象国·地域

対象国は以下である。【欧州】1. ドイツ、2. フランス、3. イギリス、4. スペイン、5. スウェーデン、【北米】6. アメリカ(ニューヨーク州)、7. アメリカ(カリフォルニア州)8. カナダ、【豪州】9. オーストラリア、【アジア】10. 韓国

○調査結果の概要

■経済的支援の制度

各国の制度を比較すると、フランス、イギリス、スペイン、韓国、オーストラリアの各国は、特定不妊治療が保険適用されており、原則として通常の医療保険の中で経済的支援がされている。ドイツ、スウェーデン、韓国の3ヵ国については、上記の保険での償還に加えて、州・自治体が独自に設定をする助成金が追加された2階建ての経済的支援が行われている。

■経済的支援の金額

条件はあるものの特定不妊治療に係る費用の全額が助成されるのが、フランス、イギリス、スペイン、スウェーデンとなっている。これらの国では条件を満たせば、特定不妊治療を自己負担なく受けることができることが分かった。

■経済的支援を受けられる回数

助成の回数についても各国で異なっている。概ね、人工授精では6回、体外受精では3回程度となっている国が多い。また、ドイツのように国全体で実施されている保険償還の利用回数と各州政府によって設定されている助成に違いがあることで、3回目まではおおよそ75%の助成が受けられるが、4回目では25%の助成、5回目以降は0%(自己負担100%)となるような制度となっている国も見られる。

○わが国における今後の検討事項

■不妊治療に対する経済的支援の制度設計

各国を見てみると、わが国と同様に自治体が主体となり特定不妊治療への助成金を出している国もあれば、医療保険の仕組みの中で保険適用をしている国も存在した。

■経済的支援における支援金額の検討

現在のわが国の特定不妊治療費助成は、1回の治療に対して 30 万円が助成されている。経済的支援の金額は国により差が見られており、100%を助成している国も複数見受けられた一方で、ドイツでは連邦政府による助成は 50%となっていた。

■経済的支援を受ける要件の検討

諸外国においては経済的支援の際に、年齢や回数などに制限を設けている例が多く見られた。

■経済的支援制度の継続的なアップデート

それぞれの国・地域においてもここ数年で制度の変更や、経済的支援の対象や要件の変更が行われており、各国の状況にあわせて常に制度の改正が行われてきたことが確認できた。